

1. 職名及び人数 助教 1名
2. 採用予定日 2026年4月1日以降できるだけ早い時期
5年（更新する場合があり得る。更新回数は1回、更新後の任期は5年とする）
3. 任期 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間 採用された日から14日間。
東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1）
最寄駅：地下鉄千代田線 根津駅 徒歩12分
南北線 東大前駅 徒歩10分
丸の内線 本郷三丁目駅 徒歩15分
5. 就業場所 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6. 所属 東京大学大学院工学系研究科化学生命工学専攻

1) 核酸合成化学を中心とした生物有機化学研究。現在の専門分野は問わないが、着任後は担当教員（岡本晃充）と協力して、有機合成化学研究、遺伝子実験、細胞実験、動物実験 等を中心とした核酸合成化学研究に意欲的・主体的に取り組む方を求める。
2) 学部・大学院生の研究指導
3) 学部・大学院における講義や実習の指導
4) 試験監督などの大学運営業務
変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
7. 業務内容 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
8. 就業日・就業時間 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
9. 休日 年次有給休暇、特別休暇 等
10. 休暇 学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。参考 博士修了／34万円～ 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
11. 賃金等 法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入。
12. 加入保険

13. 応募資格

1) 博士の学位を有する方、または、着任時までに取得見込みの方
有機合成化学の研究経験必須（遺伝子実験、細胞実験、動物実験
については経験を問いません。必要に応じて着任後にトレーニン
グを実施し、スキル習得を全面的にサポートします。）
研究・教育に意欲を持って取り組める方

14. 応募書類

- 1) 履歴書（下記 本学統一履歴書フォーマットをダウンロードの
上使用のこと。）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
- 2) 業績リスト（論文、学会発表、その他 特許、招待講演、競争
的研究資金受給、受賞などがあれば記載をお願いします）
- 3) 論文別刷り（主要論文 複数可）
- 4) これまでの研究概要（A4 判 2 ページ）
- 5) 今後の研究および教育に関する抱負（A4 判 2 ページ）
- 6) 照会者2名以上の氏名と連絡先
- 7) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、
行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（下記より様式をダウ
ンロードすること。）
https://drive.google.com/drive/folders/1xyP9WgLnfdcf9stq-ZAU9ZykIMzjp_Yc?usp=sharing

15. 応募方法

提出書類を上記の順番でひとつずつ PDF ファイルとし、件名を「生
物有機化学分野助教応募」として okamoto@chembio.t.u-tokyo.ac.jp に電子メールで送付下さい。こちらで受け取った後に
確認の返信を差し上げますので、3日以内に確認のメールが届かな
い場合は、必ずお問い合わせ下さい。

16. 応募締切

2025年11月21日必着

書類選考の上、必要に応じて対面またはオンラインによる面接を
実施します。

* 対面面接に参加するための旅費はご負担をお願いいたします。

[結果通知方法]

メールで連絡いたします。

17. 問い合わせ先

〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学大学院工学系研究科 化学生命工学専攻

教授 岡本晃充

email: okamoto@chembio.t.u-tokyo.ac.jp

18. 募集者名称

国立大学法人東京大学

受動喫煙防止措置として敷地内禁煙（屋外に喫煙場所有）

本公募に対して、研究室内外を含めて現在考えている候補者はおりません。

取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。

応募書類は、すべて当方にて責任をもって廃棄します。

19. その他

本研究科では、男女共同参画を積極的に推進しています。

採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲にとどめる必要があります。